

PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正について

平成 31 年 3 月 19 日

日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

我が国において、平成 10 年に実施された日本版ビッグバンにより、市場間競争を促進する観点から、取引所集中義務が撤廃され、取引所外取引の解禁とともに PTS 制度が導入され拡大したが、信用取引は禁止されてきた。

平成 28 年 12 月 22 日に金融審議会市場ワーキング・グループが公表した「市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」において、市場間競争の意義について再確認されるとともに、PTS について、「適切なスキームが構築された場合には、PTS における信用取引を認めることも考えられる。」とされた。

これを受け、関係する実務担当者を中心とする「PTS 信用取引検討会」において、PTS における信用取引のスキームについて検討が行われ、平成 29 年 6 月及び平成 30 年 6 月に、それぞれ「PTS 信用取引検討会報告書」が取りまとめられた。

PTS 信用取引検討会の両報告書の内容に基づき、本協会「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」では、PTS 信用取引に係る自主規制について検討を行ったが、今般、その検討結果等を踏まえ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正

- (1) PTS 信用取引に関する定義を新設する。 (第 2 条第 10 号乃至第 13 号)
- (2) 認可会員（上場株券等の私設取引システム運営業務の認可を受けた会員をいう。）が認可業務（私設取引システム運営業務をいう。）により行う信用取引及び参加会員（顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。）による信用取引となる顧客の注文の取次ぎを禁止する規定を削る。 (第 6 条の 6 第 3 項)
- (3) 認可会員は、PTS 信用取引を取り扱う場合には、次に掲げる事項について定めた PTS 信用取引取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならないものとする。 (第 6 条の 7 第 1 項)
 - ① PTS 信用取引を取り扱うことができる参加会員の範囲
 - ② 認可業務のうち PTS 信用取引を取り扱う時間
 - ③ PTS 制度信用銘柄及び PTS 貸借銘柄の選定基準及び選定取消基準
 - ④ PTS 信用取引の取扱いに関する次に掲げる事項
 - イ) PTS 制度信用取引の品貸料及び弁済の繰越期限に関する事項

- ロ) 委託保証金の差入れ、維持及び引出し等に関する事項
- ハ) 受入保証金の計算方法に関する事項
- ニ) 計算上の利益の引出し等に関する事項
- ホ) 有価証券又は金銭の貸付けに関する事項
- ヘ) 配当請求権、株式分割による上場株券等を受ける権利その他の権利の処理に関する事項
- ト) 参加会員が認可会員の認可業務による売買を行おうとする場合において明らかにすべき事項
- チ) PTS 信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対する通知書の送付に関する事項
- ⑤ PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準
- ⑥ 参加会員が行う次に掲げる情報の報告等に関する事項
 - イ) 信用取引残高（銘柄別残高・現在高）
 - ロ) 信用取引売買手口情報
 - ハ) その他認可会員が PTS 信用取引に係る売買の公正の確保を図るため必要と認める情報
- ⑦ PTS 貸借取引の制限に係る事項
- ⑧ PTS 貸借取引を行う参加会員が認可会員の指定する証券金融会社に対し債務不履行となり、かつ、その債務が完済不能となった場合における残存債務の分担の取扱いに係る事項
- ⑨ 認可会員のグループ会社等に該当する会員が PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制に係る事項
- (4) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める参加会員の範囲については、次に掲げる全ての要件を満たす者としなければならないものとする。 (第6条の7第2項)
 - ① 株式会社東京証券取引所の取引参加者のうち、有価証券の売買を行うための取引資格を有すること。
 - ② 株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格を有し、又は当該現物清算資格を有する者に対し有価証券等清算取次ぎに係る委託を行っていること。
- (5) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 信用取引を取り扱う時間について、午前9時から午前11時30分まで及び午後0時30分から午後3時までの間としなければならないものとする。 (第6条の7第3項)
- (6) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 制度信用銘柄及び PTS 貸借銘柄については、次に掲げる銘柄のうち、当該認可会員の指定する証券金融会社が選定した銘柄から選定しなければならないものとする。 (第6条の7第4項)
 - ① PTS 制度信用銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する制度信用銘柄
 - ② PTS 貸借銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する貸借銘柄
- (7) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 信用取引の取扱いに関する事項については、株式会社東京証券取引所と同等の取扱いを行うこととしなければならないものとする。 (第6条の7第5項)

- (8) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に定める PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準として、次に掲げる銘柄については、次に掲げる規制措置を講じる旨を定めなければならないものとする。 (第6条の7第6項)
- ① 株式会社東京証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行った銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置
 - ② 株式会社東京証券取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 PTS 信用取引残高の日々公表銘柄への指定
 - ③ 株式会社東京証券取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置を行っている銘柄 PTS 信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置
 - ④ 当該認可会員が指定する証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を通知した銘柄又は申込制限措置若しくは申込停止措置を実施した銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置
- (9) 認可会員はその指定する証券金融会社から PTS 貸借取引の公正かつ円滑な運営に資することを目的として PTS 信用取引取扱規則に定める情報の報告等に関する事項に掲げる情報その他証券金融会社との間で合意した情報の提供の要請があった場合は、当該要請に応じるものとする。 (第6条の7第7項)
- (10) 認可会員は、PTS 信用取引取扱規則に規定する PTS 貸借取引の制限に係る事項として、自らの参加会員等が PTS 信用取引又は参加会員が自己の計算において行う有価証券の売買に係る決済以外のために PTS 貸借取引を行ってはならない旨を定めなければならないものとする。 (第6条の7第8項)
- (11) 認可会員は、PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制を整備しなければならないものとする。 (第6条の7第9項)
- (12) 認可会員は、次に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表しなければならないものとする。 (第6条の7第10項)
- ① 当該認可会員による PTS 信用取引取扱規則
 - ② 当該認可会員が講じた PTS 信用取引の規制措置の内容
 - ③ 当該認可会員が取り扱う銘柄別の PTS 信用取引週末残高
 - ④ 当該認可会員の認可業務における PTS 信用取引現在高及び社内対当数量
- (13) 参加会員は、PTS 信用取引又は参加会員が自己の計算において行う有価証券の売買を行うに当たっては、当該取引に係る認可業務を行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならないものとする。 (第6条の8第1項)
- (14) 参加会員は、参加会員ではない会員が次に掲げる取引を行うに当たっては、当該取引の注文の取次ぎを行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を当該参加会員ではない会員に周知し、その遵守を徹底しなければならないものとする。 (第6条の8第2項)
- ① 自らの顧客による PTS 信用取引の参加会員への委託の取次ぎ
 - ② 自己の計算において行う有価証券の売買
- (15) 自らの顧客による PTS 信用取引の参加会員への委託の取次ぎ及び自己の計算において行う有価証券の売買を行う参加会員ではない会員は、認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならないものとする。 (第6条の8第3項)

- (16) 会員は、顧客が PTS 信用取引に係る信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から株式会社東京証券取引所が定める信用取引口座設定約諾書に加え、PTS 信用取引に係る合意書の差入れを受け入れるものとする。(第 6 条の 9 第 1 項)
- (17) 会員は、PTS 信用取引に係る合意書について、電磁的方法により差入れを受けることができるものとする。(第 6 条の 9 第 2 項)
- (18) その他所要の規定の整備を図るものとする。

2. PTS 信用取引導入に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正

(1) 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正

- ① 協会が顧客から信用取引を受注する際、制度信用取引又は一般信用取引の別等、顧客の意向を確認しなければならないとしているが、この際の制度信用取引には PTS 制度信用取引を、一般信用取引には PTS 一般信用取引を、それぞれ含むものとする。

(第 7 条)

- ② 協会が信用取引の勧誘を自粛するものとされている銘柄に、認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄を追加する。

(第 12 条第 2 項)

- ③ 協会が、信用取引を受託する場合において、顧客に対し何らかの措置が行われていること、及びその措置の内容を説明しなければならない銘柄に、認可会員が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置を行っている銘柄を追加する。

(第 12 条第 3 項)

(2) 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正

会員が金融商品仲介業務を委託している金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならないものとされている銘柄に、認可会員が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄を追加する。

(第 8 条第 2 項)

3. その他(公開買付けに関する「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正)

会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付けに応じた売付けについては、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」を適用しないものとする。

(第 4 条第 2 項第 4 号)

III. 施行等の時期

上記 II. 1. 及び 2. の改正は、株式等の決済期間の短縮化 (T+2 化) の実施日から、上記 II. 3. の改正は平成 31 年 4 月 1 日から、それぞれ施行する。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

平成 31 年 3 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定義) 第2条 (現行どおり) 1～9 (現行どおり) 10 <u>PTS 信用取引</u> <u>信用取引のうち、認可会員が行う認可業務による取引所外売買において会員が顧客に信用を供与するものをいう。</u> 11 <u>PTS 制度信用取引</u> <u>PTS 信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰越期限について、次に掲げるところに従って行うものをいう。</u> <u>イ 品貸料</u> <u>銘柄ごとに株式会社東京証券取引所が定める料率と同一とする。</u> <u>ロ 弁済の繰越期限</u> <u>会員による貸付けの日の翌日とし、その2日前（認可会員の休業日を除外する。）の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日（認可会員の休業日を除外する。）これを繰り延べるものとする。ただし、PTS 信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日（応当日がない場合はその月の末日とし、応当日が認可会員の休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目の日を超えて繰り延べることができない。</u> 12 <u>PTS 一般信用取引</u> <u>PTS 信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰越期限について、会員が顧客との間で合意した内容に従って行うものをいう。</u> 13 <u>PTS 貸借取引</u> <u>次に掲げる取引の決済のために参加会員又は参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者が、認可会員の指定する証券金融会社から株式会社東京証券取引所の開設する取引所金融商品市場の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引をいう。</u> <u>イ PTS 制度信用取引</u> <u>ロ 参加会員が自己の計算において行</u>	(定義) 第2条 (省 略) 1～9 (省 略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>う有価証券の売買（当該認可会員の認可業務による取引所外売買によるものであり、かつ、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（認可会員の休業日を除外する。）の日までに当該有価証券の売買の決済を行うものに限る。）</u> （適用除外） 第4条 （ 現行どおり ） 2 <u>会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、次の各号に掲げる取引所外売買については、この規則を適用しないものとする。</u> 1 <u>公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け</u> 2 <u>公開買付者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け</u> 3 <u>上場株券等の発行者である会社となる協会員が行う公開買付けによる自己株券の買付け</u> 4 <u>公開買付けによる上場株券等の買付けに応じた売付け</u> 3・4 （ 現行どおり ） （私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等） 第6条の6 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） （ 削 る ） （PTS 信用取引取扱規則） 第6条の7 <u>認可会員は、PTS 信用取引を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を定めた PTS 信用取引取扱規則を作成</u>	（適用除外） 第4条 （ 省 略 ） 2 <u>公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け若しくは公開買付者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け又は上場株券等の発行者である会社となる協会員が行う公開買付けによる自己株券の買付け</u>については、この規則を適用しないものとする。 （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） 3・4 （ 省 略 ） （私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等） 第6条の6 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 <u>認可会員は、認可業務により信用取引を行ってはならない。また、参加会員は、信用取引となる顧客の注文を取り次いではならない。</u> （ 新 設 ）

新	旧
し、自らの参加会員に遵守させなければならない。 1 PTS 信用取引を取り扱うことができる参加会員の範囲 2 認可業務のうち PTS 信用取引（信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のための売買を含む。第3項において同じ。）を取り扱う時間 3 PTS 制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「PTS 制度信用銘柄」という。）及び PTS 貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄（以下「PTS 貸借銘柄」という。）の選定基準及び選定取消基準 4 PTS 信用取引の取扱いに関する次に掲げる事項 イ PTS 制度信用取引の品貸料及び弁済の繰越期限に関する事項 ロ 委託保証金の差入れ（追加差入れを含む。）、維持及び引出し等に関する事項（有価証券による代用に係る事項を含む。） ハ 受入保証金の計算方法に関する事項 ニ 計算上の利益の引出し等に関する事項 ホ 有価証券又は金銭の貸付けに関する事項 ヘ 配当請求権、株式分割による上場株券等を受ける権利その他の権利の処理に関する事項 ト 参加会員が認可会員の認可業務による取引所外売買を行おうとする場合において明らかにすべき事項 チ PTS 信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対する通知書の送付に関する事項 5 PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準 6 参加会員が行う次に掲げる情報の報告等に関する事項 イ 信用取引残高（銘柄別残高・現在高） ロ 信用取引売買手口情報 ハ その他認可会員が PTS 信用取引に係る売買の公正の確保を図るため必要と認める情報	

新	旧
7 PTS 貸借取引の制限に係る事項 8 PTS 貸借取引を行う参加会員（当該参加会員が有価証券等清算取次ぎを委託する場合は、当該参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者）が認可会員の指定する証券金融会社に対し債務不履行となり、かつ、その債務が完済不能となった場合における残存債務の分担の取扱いに係る事項 9 認可会員のグループ会社等に該当する会員が PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制に係る事項 2 認可会員は、前項第 1 号に規定する参加会員の範囲については、次の各号に掲げる全ての要件を満たし、かつ、前項第 8 号に掲げる要件を満たす者としなければならない。 1 株式会社東京証券取引所の取引参加者のうち、有価証券の売買を行うための取引資格を有すること。 2 株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格を有し、又は当該現物清算資格を有する者に対し有価証券等清算取次ぎに係る委託を行っていること。 3 認可会員は、第 1 項第 2 号に規定する認可業務のうち PTS 信用取引を取り扱う時間については、午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 0 時 30 分から午後 3 時までの間としなければならない。 4 認可会員は、第 1 項第 3 号に規定する PTS 制度信用銘柄及び PTS 貸借銘柄については、次の各号に掲げる銘柄のうち、当該認可会員の指定する証券金融会社が選定した銘柄から選定しなければならない。 1 PTS 制度信用銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する制度信用銘柄 2 PTS 貸借銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する貸借銘柄 5 認可会員は、第 1 項第 4 号に掲げる事項については、株式会社東京証券取引所と同等の取扱いを行うこととしなければならない。 6 認可会員は、第 1 項第 5 号に規定する PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>基準として、次に掲げる銘柄については当該各号に掲げる規制措置を講じる旨を定めなければならない。</u> <u>1 株式会社東京証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行った銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置</u> <u>2 株式会社東京証券取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 PTS 信用取引残高の日々公表銘柄への指定</u> <u>3 株式会社東京証券取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄 PTS 信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置</u> <u>4 当該認可会員が指定する証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を通知した銘柄又は申込制限措置若しくは申込停止措置を実施した銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置</u> <u>7 認可会員は、その指定する証券金融会社から PTS 貸借取引の公正かつ円滑な運営に資することを目的として第1項第6号に掲げる情報その他証券金融会社との間で合意した情報の提供の要請があった場合は、当該要請に応じるものとする。</u> <u>8 認可会員は、第1項第7号に規定するPTS 貸借取引の制限に係る事項として、自らの参加会員又は参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者が第2条第13号イ又はロに掲げる取引に係る決済以外のために PTS 貸借取引を行ってはならない旨を定めなければならない。</u> <u>9 認可会員は、PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者とならないなど利益相反防止体制を整備しなければならない。</u> <u>10 認可会員は、次の各号に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、公表しなければならない。</u> <u>1 当該認可会員による PTS 信用取引取扱規則</u> <u>2 当該認可会員が講じた PTS 信用取引の規制措置の内容</u> <u>3 当該認可会員が取り扱う銘柄別の</u>	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>PTS 信用取引週末残高</u> <u>4 当該認可会員の認可業務における PTS 信用取引現在高及び社内対当数量</u> <u>(会員による PTS 信用取引取扱規則の遵守)</u> <u>第6条の8</u> 参加会員は、PTS 信用取引又は第2条第13号ロに掲げる取引を行うに当たっては、当該取引に係る認可業務を行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならない。 <u>2</u> 参加会員は、参加会員ではない会員が次の各号に掲げる取引を行うに当たっては、当該取引の注文の取次ぎを行う先の認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を当該参加会員ではない会員に周知し、その遵守を徹底しなければならない。 <u>1</u> 自らの顧客による PTS 信用取引の参加会員への委託の取次ぎ <u>2</u> 自己の計算において行う有価証券の売買（認可会員の認可業務による取引所外売買によるものであり、かつ、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（認可会員の休業日を除外する。）の日までに当該有価証券の売買の決済を行うものに限る。） <u>3</u> 前項各号に掲げる取引を行う参加会員ではない会員は、前項に規定する認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならない。 <u>(信用取引口座設定約諾書等の受入れ)</u> <u>第6条の9</u> 会員は、顧客が PTS 信用取引に係る信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から株式会社東京証券取引所が定める信用取引口座設定約諾書（当該顧客が所定事項を記載し、これに署名又は記名押印したものに限る。）に加え、PTS 信用取引に係る合意書を受け入れるものとする。	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>2</u> 会員は、前項に規定する PTS 信用取引に係る合意書の差入れに代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該合意書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により受け入れることができる。 第 1 節 認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買の報告及び公表等 (売買等の報告) 第 7 条 (現行どおり) <u>2</u> 会員は、取引所外売買が成立した場合(当該取引所外売買が認可業務により成立した場合を除く。)には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。 1～8 (現行どおり) <u>9</u> 現金取引又は信用取引の別 <u>10</u> 信用取引である場合には、次に掲げる事項 イ 制度信用取引又は一般信用取引の別 ロ 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとする場合は、その旨 <u>11</u> (現行どおり) 3 (現行どおり) 第 2 節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表 (売買の報告) 第 11 条 (現行どおり) <u>2</u> 前項に規定する売買が PTS 信用取引の場合において、第 7 条第 2 項中「信用取引」とあるのは「PTS 信用取引」と、「制度信用取引」とあるのは「PTS 制度信用取引」と、「一般信用取引」とあるのは「PTS 一般信用取引」と読み替えるものとする。 <u>3</u> 第 1 項 の報告は、売買を成立させた日の翌営業日の午前 8 時 30 分までに行わなければならない。 <u>4</u> 前条第 3 項の規定は、<u>前 3 項</u> の規定による売買の報告について準用する。	(新 設) 第 1 節 認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買の報告及び公表等 (売買等の報告) 第 7 条 (省 略) <u>2</u> 会員は、取引所外売買が成立した場合(当該取引所外売買が認可業務により成立した場合を除く。)には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。 1～8 (省 略) (新 設) (新 設) <u>9</u> (省 略) 3 (省 略) 第 2 節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表 (売買の報告) 第 11 条 (省 略) (新 設) <u>2</u> 前項 の報告は、売買を成立させた日の翌営業日の午前 8 時 30 分までに行わなければならない。 <u>3</u> 前条第 3 項の規定は、<u>前 2 項</u> の規定による売買の報告について準用する。

新	旧
<u>5</u> (現行どおり) 付 則 この改正は、株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日から施行する。ただし、第4条の改正は平成31年4月1日から施行する。	<u>4</u> (省 略)

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 31 年 3 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(信用取引の注文を受ける際の確認) 第 7 条 協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引 <u>(「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 11 号に規定する PTS 制度信用取引を含む。)</u>、一般信用取引 <u>(同第 2 条第 12 号に規定する PTS 一般信用取引を含む。)</u> の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。 (過当勧誘の防止等) 第 12 条 (現行どおり) 2 協会員は、金融商品取引所、<u>認可会員</u> <u>(「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。)</u> 又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。 1 金融商品取引所 <u>又は認可会員</u> が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 (現行どおり) 3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所、<u>認可会員</u> 又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。 1 金融商品取引所 <u>又は認可会員</u> が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ (委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。) 措置を行っている銘柄 2 (現行どおり) 4 ～ 5 (現行どおり)	(信用取引の注文を受ける際の確認) 第 7 条 協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。 (過当勧誘の防止等) 第 12 条 (省 略) 2 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。 1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 (省 略) 3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び金融商品取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならない。 1 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ (委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。) 措置を行っている銘柄 2 (省 略) 4 ～ 5 (省 略)
付 則	

新	旧
この改正は、株式等の決済期間の短縮化（T+2 化）の実施日から施行する。	

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

平成 31 年 3 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘) 第 8 条 (現行どおり) 2 会員は、金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）<u>、認可会員（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する認可会員をいう。以下同じ。）</u>又は金商法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社（以下「証券金融会社」という。）により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。 1 金融商品取引所 <u>又は認可会員</u> が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、株式等の決済期間の短縮化（T+2 化）の実施日から施行する。	(過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘) 第 8 条 (省 略) 2 会員は、金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）又は金商法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社（以下「証券金融会社」という。）により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。 1 金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 (省 略)